

◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2008年9～10月号 (Vol.28)

2008年10月24日

JETRO デュッセルドルフセンター

目次

記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください。

ジェトロ・ウェブサイトの欧州の知財ページ <http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/> も併せてご利用ください。

◀ 特許 ▶

オーストリア特許庁, 国際調査をハンガリー特許庁へ外注
EPO-USPTO, 特許審査ハイウェイ試行開始
ドイツ政府, 特許無効及び職務発明手続の簡素化に関する特許法等改正案を閣議決定
「域内市場における知的財産権」会合

◀ 意匠・商標 ▶

共同体商標料金, 4割減額へ

◀ 模倣品・海賊版対策 ▶

フランス大臣-JT フランス, 税関協力に係るアグリーメントを締結
EU 競争力理事会, 包括的な反模倣品・海賊版計画に関する決議を採択

◀ 特許情報・電子出願 ▶

欧州委員会, 農産品及び食品に関する地理的表示のデータベースを公表
フランス産業財産庁, 2007 年年報公表
ブルガリア特許庁, 2007 年年報公表
アイスランド特許庁, 2007 年年報公表
クロアチア知的財産庁, 2007 年年報公表
・ノルウェー産業財産庁, 2007 年年報公表
リトアニア特許庁, 2007 年年報公表

◀ その他 ▶

フランス経済現代化法改正
欧州委員会, 特許・商標に関するサービス移動自由の違反通知を英国へ送付

欧州知的財産ニュースは、JETRO デュッセルドルフセンター産業財産権調査員(北村・中野)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、patent_tcd@jetro.go.jp までお知らせ下さい。

掲載内容を許可なく転載すること、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

《特許》

オーストリア特許庁、国際調査をハンガリー特許庁へ外注

ハンガリー特許庁は、9月10日、オーストリア特許庁がPCT国際調査報告（ISR）及び国際予備審査報告（IPER）の作成をハンガリー特許庁に外注し、ハンガリー特許庁がこれを受注する二国間協力を実施することで合意し、同日、両庁の長官による署名を行った旨公表した。

オーストリア特許庁は国際調査機関（ISA）／国際予備審査機関（IPEA）（以下、単に「ISA」。）として認定されているが、ハンガリー特許庁はISAではない。これまで、あるISAが他のISAに対して国際調査報告作成の外注を試行した例はあるが、他国の非ISA特許庁にISR作成を外注するのは、少なくとも欧州内では初めての例。この「他国の非ISA庁への外注」について、オーストリア・ハンガリー両特許庁は「ISAたるオーストリア特許庁による、業務効率化のための“国内調整”に当たるので、WIPOでの承認及びEPOr管理理事会の承認は不要。」との条約解釈を示し、あくまでISAたるオーストリア特許庁の裁量である点を強調している。その一方で、オーストリア特許庁はEPOr及びWIPOにはそれぞれ本件事前通知しており、承認を得ることは条約上の要請ではないとしつつも、両機関から事前の了解を得ている点も明らかにしている。（EPOrは6月の管理理事会により承認。）

現在、オーストリア特許庁がISRを作成するPCT出願は、英語、フランス語、ドイツ語の出願のみであるが、ハンガリー特許庁との業務提携により、今後はハンガリー語及びロシア語によるPCT出願についてもISRを作成することとなる。

この二国間協力は、非ISAが“実質的に”ISAとして機能しうることの先例となり、今後のPCT国際調査の在り方について一石を投じているともいえる。他方、EPOを含む欧州の特許庁間では密接な協力関係を築いてきており、オーストリア・ハンガリー両庁のサーチ能力が同等であり信頼できるに足るとの相場観に基づく欧州内の特殊な信頼関係を反映した結果であるとも言え、欧州以外の国々の先例とはなり得ないとの見方も可能であろう。

（注1）ISAによる外注の例

USPTOは、豪州及びスウェーデン特許庁に対し、国際調査の外注試行についての取組みを行っている。

(注2) 集中化議定書

1973年のEPO設立ミュンヘン外交会議において、PCT業務に関しEPOと加盟国特許庁との分担を定めた「集中化議定書」が付属文書として採択されている。集中化議定書によれば、原則、ISA業務はEPOに一元化し、EPC加盟国はISA業務を放棄しているが、オーストリア特許庁は例外的に途上国国民のためにISAとして機能することを許容されている(オーストリア国民のISAはあくまでEPO)。2007年PCT統計によれば1,179件のPCT出願が同庁をISAとして指定している。

－ ハンガリー特許庁によるプレスリリースは、以下参照 －

http://www.hpo.hu/English/hirek/pct_cooperation.html

EPO-USPTO, 特許審査ハイウェイ試行開始

欧州特許庁(EPO)は、9月26日、米国特許商標庁(USPTO)との特許審査ハイウェイ(PPH; Patent Prosecution Highway)の試行を9月29日から開始する旨プレスリリースを行った。試行期間は1年間(さらに1年延長可能)。ただし、申請数の過多等の理由により、期間が短縮される場合もある。

PPHにおいては、EPO又はUSPTOのいずれかになされた出願であって、少なくとも1つの特許可能クレームを有する出願の出願人は、もう一方の庁になされた対応出願について早期審査を申請できる。両庁にとっては相手庁がすでに行った審査結果を利用することで、業務の重複回避、審査負担の軽減が可能となり、ユーザにとっては特許の品質向上が期待できる。

今回の試行の目的は、出願人の関心度合いを測ると共に、両庁において品質と効率性を向上させワークロードの軽減がなされるのかについて見極めるもの。

なお、EPOが第一庁であった場合、あるクレームについて拒絶理由がない旨記載された拡張調査報告(EESR; Extended European Search Report)を添付してUSPTOにPPHを申請することが可能であるが、申請時に当該クレームが特許可能であることを、出願人が別途説明する必要がある。

－ EPOのプレスリリースは、以下参照 －

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/InformationEPO/archiveinfo/20080926.html>

－ USPTOのプレスリリースは、以下参照 －

http://www.uspto.gov/web/patents/pph/pph_epo.html

ー 4月28日のEPOのプレスリリース「EPO-USPTO, 9月より特許審査ハイウェイ試行開始」については、欧州知的財産ニュース2008年3～4月号 (Vol.25) 第3-4頁参照 ー

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_025.pdf

ドイツ政府、特許無効及び職務発明手続の簡素化に関する特許法等改正案を閣議決定

ドイツ連邦司法省は、10月15日、特許に関する手続の簡素化を図る特許法等改正案が閣議決定されたことをプレスリリースした。改正の主要点は以下の2つ。

(裁判所における特許無効手続の簡素化)

- ・ 連邦特許裁判所（第一審）において、準備手続において十分に議論されていない重要な事項について、裁判官は当事者に対して議論を促すことが可能となる。
- ・ 連邦通常裁判所（＝最高裁判所）（控訴審）においては、専門家の指名を例外とする。現行法では、専門家の指名に時間がかかっており、訴訟長期化の原因となっている。
- ・ 控訴審においては、第一審の判断に誤りがなかったか否かについて判断することとなる。現行法においては、新たに事実認定から審理を行っている。
- ・ 控訴審の平均審理期間は、この改正法案により、現在の約4年から半減すると期待。

(職務発明手続の簡素化)

- ・ 発明に関する訴訟のうち、職務発明関連が約80%を占める。
- ・ 雇用者が発明を放棄しない限り、従業員から雇用者への発明の通知から4ヶ月後に、自動的にその発明が雇用者に譲渡されたと擬制する。なお、従業員はその発明の補償金請求権を有する。

ー ドイツ連邦司法省によるプレスリリースは、以下参照（ドイツ語） ー

http://www.bmj.bund.de/enid/105c3fc4ec82a84260a3e9aab54c043b.6398b4706d635f6964092d0935343536093a0979656172092d0932303038093a096d6f6e7468092d093130093a095f7472636964092d0935343536/Pressestelle/Pressemitteilungen_58.html

ー 改正案は、以下参照（ドイツ語） ー

<http://www.bmj.de/files/-/3332/RegE%20Modernisierung%20Patentrecht.pdf>

「域内市場における知的財産権」会合

フランス・ストラスブールの欧州議会にて、10月16～17日、欧州委員会とEU議長国フランスとの共催により、「域内市場における知的財産権」との会合が開催された。マクリービー欧州委員、各国知財庁長官、法曹界・産業界有識者らが参加し、欧州特許訴訟制度、共同体特許を中心として、欧州の知財問題について講演とディスカッションが行われた。主要スピーカーのコメント以下の通り。

【ポイント】

- ・ 欧州全体の特許訴訟判断結果の統一が要求されており、そのための「裁判官プール」案には広い支持が見られた。
- ・ 特許権者と侵害被疑者とのバランスが重要との意見が挙げられた。(差止請求等)
- ・ 特許に特化していない欧州司法裁判所 (ECJ) が、特許訴訟の最上級審として機能するのは、EU法との整合の判断の場合に限るべきとの意見が挙げられた。
- ・ 特許取得コスト減となる共同体特許の成立への希望が述べられた。言語問題については、政治的解決ではなく、機械翻訳による技術的解決に期待が寄せられた。
- ・ 欧州との比較対象として、数年前までは「日」「米」のみであったが、本会合では「日」「米」「中国」「インド」との対比が挙げられ、特許の多極化の進展が見受けられた。

1. 総論

(マクリービー域内市場担当委員)

- ・ 欧州での訴訟コストは、各国フラグメント化のため、日米の何倍もかかる。現在議論している特許訴訟制度と共同体特許の2点が重要。共同体特許の言語問題については、明細書の言語を機械翻訳するという実務的な解決に期待が寄せられる。

(EPO 副長官)

- ・ 今、欧州全体が早急に動かなければならない。この感覚は全欧で理解されていると認識。It's time for (common) action. 世界のスピードは速い。審査官が先行技術調査すべき文献は急激に増えており、今後のワークシェアリングは必須。
- ・ EPO を含めた欧州の特許制度は不完全であることを認識すべき。欧州は、貿易政策、イノベーション政策、商標政策、エネルギー政策は共通化しているが、「共通の特許政策」を未だ持っていない。特許政策は各国切り離されるものではない。

2. 欧州統一特許訴訟制度

(英国高等法院判事)

- ・ 欧州特許訴訟制度は長年議論されているが、今こそ決断する時期。フォーラムショッピングをなくすことが肝要で、その鍵となるのは、EU から提案されている「裁判官プ

ール制度」(＝法律系及び技術系判事からなるプールで、技術系については各技術分野から少なくとも1名を確保。)。判断が統一された予見できる訴訟制度が重要で、裁判官プールはその根幹を成す。

(欧州特許弁護士協会会長)

- ・ 欧州では各国ごとに特許訴訟をしなければならないので、コスト問題のため、中小企業は自身の権利を行使できない状態。米国、日本、中国、インドとは違い、欧州では統一特許訴訟制度がないのが問題。
- ・ EU 特許裁判所草案中の、「裁判官プール」は良いアイデア。プールからの判事が合議体に加わることにより、異なった国籍の裁判官によるバランスの取れた判断が期待できる。また、経験を積んだ裁判官と若い裁判官が合議体を組むことにより、若い裁判官にとって良いトレーニングにもなる。裁判所の判事の任命、研修、料金設定等について助言をする諮問委員会(アドバイザリコミティー)の構成は重要。アドバイスが良ければシステムはうまく回る。
- ・ 統一特許訴訟制度は重要だが、政治的妥協によって、機能しない特許訴訟制度を作ってはならない。

(英国携帯電話会社知財部長)

- ・ 特許訴訟制度はイノベーションにも関係しており、弁護士と裁判官だけのものではない。特許権者偏重の制度ではなく、侵害被疑者側にとっても良い制度とし、バランスを取らねばならない。例えば、仮差止めは特に製薬企業にとっては重要だが、情報通信技術業界にとっては逆。請求すれば必ず差止めが認められることに対するセーフガードを要求したい。
- ・ 裁判官のパネル構成は、国籍混合が望ましい。異なる国籍の混在により、特定国の実務の影響を低下させられる。そして裁判所のフォーラムショッピングを防止すべき。
- ・ 特許について詳しくはない欧州司法裁判所(ECJ)が、欧州特許訴訟制度における最上級審となる構成は望ましくない。

(EU 特許裁判所検討メンバー弁護士)

- ・ 異なる国籍の裁判官からなるパネルが判断の均一性の観点から望まれてはいるが、他方、国籍混合によって裁判の効率性が確実に下がることは認識しなければならない。
- ・ EPO が中心となって検討していた EPLA (欧州特許訴訟協定) は、参加不参加は自由だったが、現在検討中の EU 主導の特許訴訟制度は、EU 加盟国にとっては参加必須なので、何らかの YES・NO を表明しなければならない点が EPLA との相違。

(ドイツ・デュッセルドルフ地裁判事)

- ・ 現在の特許訴訟は、訴訟制度、料金体系、弁護士制度、クレーム解釈等、全てが異なり、その上 2006 年の ECJ 判決によりクロスボーダーの判断も否定されている。
- ・ 将来のあるべき制度についていえば、判事に関しては、法律系判事は技術訴訟の経験があり、その地域の言語で判決文が書ける人でなければならず、技術系判事は、侵害

訴訟には不要で、無効訴訟の際にのみ利用されるべき。

- ・手続きに関しては、双方書面を活用した審理とし、手続期限を設けた審理とすべき。
- ・また、ECJの位置づけは、EU法との衝突時にのみECJの判断を仰ぐようにすべき。

(英国製薬会社副社長)

- ・特許訴訟制度は裁判官や弁護士のものではない。異なる国籍の裁判官がパネルを構成する点には反対。英と独では考え方が違いすぎる。フォーラムショッピングは良くないとされるが、我々産業界には裁判所の選択権が与えられるべき。

(フランス化学会社副社長)

- ・米国では判断統一の目的でCAFCが設立されたが、その後、特許訴訟の進歩よりも、イノベーションが進んだとの経済学者の発表が7、8年前になされた。そして、CAFCの設立は、中小企業にとっても好影響だったとの報告もなされている。欧州の特許制度検討に当たっては、これらの点も認識すべき。

3. 共同体特許

(ポルトガル産業財産権庁長官)

- ・欧州の特許コストは米国の11倍、日本の13倍で、1件4000ユーロ以上。欧州の中小企業や公的研究所は、米国、インド、中国、日本のカウンターパートに比べて割を食っている。このコスト減のため、共同体特許は重要。
- ・共同体特許の懸案となっている言語問題については、自動翻訳を用いてその結果を権利情報でなく技術情報にのみ利用とする案は、バランスの取れた解決法。

(ドイツ自動車関連企業副会長)

- ・欧州は変化を嫌う傾向があるが、新しいことにオープンで無ければ創造はありえない
- ・共同体特許の議論の際には、産業界の平均値を見るのではなく、各業界ごと、大企業／中小企業ごとに考えなければならない。企業によって、共同体特許への考え方は全く異なる。企業や業界の中には共同体特許が不要と言う社もあろうが、欧州全体にとって共同体特許は絶対に必要な制度。

(ユーロチェンバー会長)

- ・共同体特許できないのは欧州にとってダメージか、との問いを会員企業に投げたところ、回答550社中500社がダメージであると回答。共同体特許は強く望まれている。

(ドイツ機械工業会)

- ・会員企業によれば、2つに1つの発明について、高コストのため特許取得していないとのこと。コスト削減のための共同体特許は重要。
- ・共同体特許の言語問題に対する自動翻訳による解決は、良い案と考える。

— プログラム及び講演資料（一部）は、以下参照 —

http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/rights/index_en.htm

- － EU 特許裁判所協定草案については、欧州知的財産ニュース 2008年5～6月号 (Vol.26) 6 ページ参照 －

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_026.pdf

《意匠・商標》

共同体商標料金，4割減額へ

OHIM (欧州共同体商標意匠庁) は、9月23日、共同体商標 (CTM: Community Trademark) の出願登録手数料を、現行の1,600ユーロから1,000ユーロ程度まで約4割減額することで加盟国間の合意が得られた旨プレスリリースを行った。9月18日～19日にブリュッセルで開催された OHIM 管理評議会及び同予算委員会の共同会合にて、各加盟国並びに OHIM 及び欧州委員会が、将来の OHIM の予算バランスについて議論を行い、合意に到ったもの。

OHIM は EU の一機関ではあるが、その予算は EU から独立し、商標・意匠の審査・登録サービスの手数料収入で賄われており、収支の均衡が求められているところ、現在、3億ユーロ (=約500億円) 以上の黒字を計上している。2006年12月には欧州委員会が OHIM の CTM 料金減額を提案し、2007年5月に開催された EU 競争力理事会では速やかな料金減額が決定された。しかし、一部加盟国からは、大幅な減額により CTM の魅力が高まることにより、相対的に各国商標制度の魅力が低下し収入減につながるとして反対意見も強く、「減額幅」をどの程度とするかも含め、将来の OHIM 予算の適正バランスについて多角的な議論が継続していた。今回の合意は、CTM 料金減額と共に、収入の一部を加盟国にも還元する仕組みを作ることにより達成された。ポイントは以下の通り。

- ◆現在1,600ユーロの出願手数料 (=出願料750ユーロ、登録料850ユーロ。ただし電子出願で、3区分までの場合。) を、1,000ユーロ程度まで減額する。
- ◆更新手数料の50%を加盟国知財庁に分配し、商標の保護、促進、模倣品対策に密接に関連した目的で使用する。
- ◆余剰金のうち、5千万ユーロを協力ファンドに充て、上記更新手数料の加盟国への分配が実施されるまで暫定的に、同ファンドを、商標及び意匠の保護、促進、模倣品対策に密接に関連した、加盟国知財庁が行うプロジェクトに使用する。
- ◆余剰金のうち、1.9億ユーロをリザーブファンドとして保管する。
- ◆残りの余剰金6千万ユーロは、ユーザーのために使用すべく、欧州委員会にユーザーとのコンサルテーションを委託する。
- ◆今後2年ごとに、予算バランスを見直す。

今後、上記合意を骨子とした包括的料金政策提案が、OHIM 管理評議会及び同予算委員会並びに OHIM 長官の共同書簡として欧州委員会に送付され、欧州委員会規則において改定料金が制定されることとなる。

減額提案につき、ユーザーからも当座の強い反対は出ないと思われるが、更新手数料の加盟国への分配・流用は、将来の議論となる可能性が残る。

(注) OHIM 管理評議会 (Administrative Board), OHIM 予算委員会 (Budget Committee)

いずれも、OHIM 加盟国 (=EU 加盟国) の代表及び欧州委員会の代表から成る。管理評議会メンバーは、主に各国知財庁の長官又は商標部長クラスで、現在議長はポルトガル産業財産庁長官が務める。また、予算委員会メンバーは、主に各国知財庁の法務・商標部課長クラスで、現在議長はオーストリア特許庁法務専門官が務める。管理評議会は長官への意見具申が主たる権限で、予算委員会は予算の見積もりが主たる権限。OHIM における予算決定や規則改正に係る権限は EU 本体が握っており、上記管理評議会/予算委員会には、EPO の管理理事会のような強い権限はない。

— OHIM によるプレスリリースは、以下参照 —

<http://oami.europa.eu/ows/rw/news/item803.en.do>

— 管理評議会・予算委員会共同会議の議論の詳細については、以下参照 —

http://oami.europa.eu/ows/rw/resource/documents/OHIM/news/summary_joint-meeting_ab_v1.pdf

— 2007年5月に開催された EU 競争力理事会での決定については、以下参照 —

http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressdata/en/intm/94184.pdf

(特に第 44～46 頁参照)

— 2006年12月に欧州委員会より出されたOHIMのCTM料金減額提案については、欧州知的財産ニュース2007年1～2月号 (Vol.17) 第10頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_017.pdf

《 模倣品・海賊版対策 》

フランス大臣—JT フランス、税関協力に係るアグリーメントを締結

フランス税関を管轄するフランス予算・公共会計・公共サービス省 (Ministère du budget, des comptes publics et de la fonction publique) は、9月4日、エリック・ヴォルト同省大臣と JT インターナショナル・フランス社との間で、税関協力に係るアグリーメントを締結した旨公表した。このアグリーメントは、JT 社と税関当局との間で情報交換を行うことにより、

模倣品流入等の不正取引を防止することを目的としている。

フランスでは、2008年上半期の税関でのタバコ差押え点数が151トンに上り、昨年同時期の2倍に増加している。また、EU全体で見ても、2008年5月に欧州委員会が公表した2007年EU国境模倣品差止報告書によれば、タバコは2,600万点以上差し押さえられており、他品目を大きく離して最多点数となっている。

これまでフランス政府は、2005年にフィリップモリス社と、2007年にブリティッシュ・アメリカン・タバコ社と、それぞれ同様のアグリーメントを締結してきている。通常、税関での取締りについては、民間企業が各国税関当局に個別に情報提供を行い、取締りを依頼・協力するところ、このような政府－民間企業間のアグリーメントを敢えて締結して協力関係を謳うことは珍しく、フランス政府の税関取締りに関するPRの意図がうかがえる。ヴォルト大臣は、アグリーメント締結後、税関で差し押さえられたタバコの廃棄作業にも立ち会い、取締強化への姿勢を強調した。

－予算・公共会計・公共サービス省によるプレスリリースは、以下参照（フランス語）－
http://www.budget.gouv.fr/discours-presse/discours-communiques_budget.php?type=communiqu&id=1895&rub=2

－2007年EU国境模倣品差止報告書については、欧州知的財産ニュース2008年5-6月号（Vol.26）p.16参照－
http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_026.pdf

EU競争力理事会、包括的な反模倣品・海賊版計画に関する決議を採択

EU競争力理事会は、9月25日、包括的な欧州の反模倣品・海賊版計画(comprehensive European anti-counterfeiting and anti-piracy plan)に関する決議を採択した。本決議は、7月16日に欧州委員会から提出された「欧州の産業財産権戦略」と題するコミュニケーションのうち、模倣品・海賊版対策に関する記載部分(5. ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS – COMBATING COUNTERFEITING AND PIRACY)に呼応するもの。

欧州委員会は、9月26日、本決議を歓迎するプレスリリースを公表した。マクリービー域内市場担当委員は、次のようにコメントしている。「我々は模倣品を撲滅しなければならない。模倣品は、我々の創造力に富む産業、経済成長及び雇用創造に被害を与えている。市場に流入する模倣品のスパイラル的な増大は、欧州の製造業のまさに中心に打撃を与えており、信用されたブランドを保持する又は保持しようとしている企業の発展を阻害して

いる。我々は、この犯罪世界に固く焦点を合わせなければならない。コカインなどの不法ドラッグを扱っていた犯罪集団は、現在、模造薬の密売へ転換している。なぜなら、より素早く、簡単に金を稼ぐことができ、利益も多くなるからだ。これらの人々は、社会や我々市民の健康・安全について関心を払わない。」

本決議の要旨は以下のとおり。

欧州委員会に対し、以下の点を行動するように求める。

- ・ 欧州の模倣品・海賊版監視部門(observatory)を設置する。本監視部門は、作業内容、設置のための財政的な措置を含めた詳細な措置を定義する。欧州委員会の現在の構成を基に、本監視部門は、模倣品・海賊版及びこれらの現象のさらに精確な分析の範囲において公共及び民間セクターから供給されるデータに基づいて定期的な評価を行う。
- ・ 模倣品・海賊版の現象に関する情報を、これらの現象と戦っている関係者へ、特にインターネットを通じて周知する。
- ・ 若い世代を含む消費者と共に、模倣品の危険に関する欧州啓蒙の日を特徴付けるための活動及び作業ガイドの作成などを行うことによって、啓蒙活動及び模倣品・海賊版と戦っている関係者と連絡しあうための活動を発展させる。

欧州委員会及び加盟国に対して、各々の権限の範囲内において、模倣品・海賊版と効果的に戦うための適切な手段を用いること、特に以下の点について求める。

- ・ 電気システムを全て利用する情報共有を優先的に取り扱う 2009年～2012年の反模倣品税関計画及び利害関係者と共に行っている、特に国境における主に税関当局などの関連当局間の協力の進展状況を提出する。税関に関する法律及び消費者にとって危険な模倣品に対する活動の改善及びその現象の危険性の啓蒙を行う法的枠組みに必要な改善の評価に関する調査を作成する。
- ・ 特に、越境管理協力、各国コンタクトポイントの利用及び近代的情報共有ツールを強化することによって、模倣したモノ及びサービスに関する情報の高速交換のためのネットワークを設立する。
- ・ 特に、各国当局間の優れた実務を共有することにより、模倣品・海賊版との戦いに関連する機構間の調整を促進する。
- ・ 知的財産権のエンフォースメントに関する法的枠組みの有効性を研究する。
- ・ 模倣品・海賊版と戦い、特にインターネット販売に関して優れた実務を推薦し、専門家が共同して作業するようにするための公共／民間セクター間の協力関係を推進する適切な提案を提出する。
- ・ 国際的に知的財産権の保護を強化する。現存のEU法体系(acquis communautaire)を当然考慮しつつ、欧州連合(EU)によるバイ及びマルチの協定に知的財産権に関する措

置を含めることを促進し、それらの措置のエンフォースメントを支援する。プルリの模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) の締結に対する交渉において、条約の実施の精査を付託されたタスクフォース設立の確保を模索することによって、積極的な役割を果たす。EU と第三国との対話及び第三国との協力活動においてこの問題を知らしめる。

また、本決議に関し、国際知的財産保護フォーラム (IIPPF)、ビジネスヨーロッパ及び米
国商工会議所は、9月26日付けの共同ステートメントにおいて以下のコメントを公表。「本決議を歓迎し、その実行を喜んで待っている。知的財産権及びイノベーションを支える法規を強化するための促進された活動を期待している。」

－ EU 競争力理事会によるプレスリリースは、以下参照 －

http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/intm/103037.pdf

－ 欧州委員会によるプレスリリースは、以下参照 －

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/1416&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

－ 上記共同ステートメントは、以下の HP 参照 －

<http://www.businesseurope.eu/content/default.asp?pageid=421>

－ 欧州委員会が提出した「欧州の産業財産権戦略」については、欧州知的財産ニュース
2008年7～8月号 (Vol.27) 第9頁参照 －

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_027.pdf

◀ 特許情報・電子出願 ▶

欧州委員会、農産品及び食品に関する地理的表示のデータベースを公表

欧州委員会農業・農村開発総局は、10月17日、農産品及び食品に関する地理的表示のデータベース (DOOR: Database Of Origin and Registration) を公表した。DOORを用いることにより、原産地呼称保護 (PDOs: Protected Designations of Origin)、地理的表示保護 (PGIs: Protected Geographical Indications) 及び伝統的特産品保証 (TSGs: Traditional Specialties Guaranteed) に関する情報に容易にアクセス可能となる。

フィッシャーボエル委員 (農業・農村開発担当) は、「この重要なプロジェクトは、農産品品質計画に対する欧州委員会の強い意志を表している。DOORは審査期間を短縮し、登録名称に関する情報検索を強く推進する。」とコメントしている。

DOORは、832の登録名称と323の出願中の名称に関する情報を有している。今後、DOORは、このデータベースに加えて、オンライン出願システム及び欧州委員会内ワークフロー管理システムについても構築される予定。

なお、ワインに関する地理的表示のデータベース (E-BACCHUS) は、別途公表済。

－ 欧州委員会農業・農村開発総局によるプレスリリースは、以下参照 －

<http://ec.europa.eu/agriculture/newsroom/en/313.htm>

－ DOOR は、以下参照 －

<http://ec.europa.eu/agriculture/quality/door/browse.html?display>

－ E-BACCHUS は、以下参照 －

<http://ec.europa.eu/agriculture/markets/wine/e-bacchus/index.cfm?event=pwelcome&language=EN>

フランス産業財産庁、2007 年年報公表

フランス産業財産庁は、2007 年年報を公表した。

－ 年報全文は、以下参照 －

http://www.inpi.fr/fileadmin/mediatheque/pdf/RA_INPI2007.pdf

ブルガリア特許庁、2007 年年報公表

ブルガリア特許庁は、2007 年年報を公表した。

－ 年報全文は、以下参照 －

http://www1.bpo.bg/images/stories/about_bpo/annual_report07en.pdf

アイスランド特許庁、2007 年年報公表

アイスランド特許庁は、2007 年年報を公表した。

－ 年報全文は、以下参照 －

<http://www.patent.is/focal/webguard.nsf/Attachment/Annual%20Report%20for%20the%20year%20>

[2007/\\$file/Annual%20Report%20for%20the%20year%202007.pdf](http://www.dziv.hr/en/webcontent/file_library/inf_sources/pdf/godisnje_izvjesce_2007.pdf)

クロアチア知的財産庁，2007年年報公表

クロアチア知的財産庁は，2007年年報を公表した。

－ 年報全文は，以下参照 －

http://www.dziv.hr/en/webcontent/file_library/inf_sources/pdf/godisnje_izvjesce_2007.pdf

・ノルウェー産業財産庁，2007年年報公表

ノルウェー産業財産庁は，2007年年報を公表した。

－ 年報全文は，以下参照 －

http://www.patentstyret.no/en/english/Annual_reports/Annual-Report-2007/

リトアニア特許庁，2007年年報公表

リトアニア特許庁は，2007年年報を公表した。

－ 年報全文は，以下参照 －

http://www.vpb.lt/en/VPB_Overview_information_2007.pdf

《その他》

フランス経済現代化法改正

フランス産業財産庁 (INPI) は，8月5日，フランス経済現代化法 (Loi de Modernisation de l'Économie) が同日付けで官報に掲載された旨公表した。この法律は，7月23日にフランス国民議会にて可決されており，起業家・中小企業支援，知的財産が基本的役割を担うフランス経済の魅力向上，資本流動化による経済の活性化を目的とするもの。

知的財産分野に関しては、昨年12月に発効したEPC2000の下で権利付与された欧州特許権者と同等の権利のフランス特許権者への付与、知財登録制度の近代化等を趣旨とし、主として以下の3点について改正している。

- ◆既知の化学物質について新たな医薬用途を見出した発明への特許性の明確化
＝いわゆる「第二医薬用途」特許の明確化。
(改正法第132条によるフランス知的財産権法第L611-11条等の改正)
- ◆裁判所における特許無効事件における特許請求の範囲の限縮手続きの導入
(改正法第132条によるフランス知的財産権法第L613-25条の改正)
- ◆国内登録簿への登録のないライセンシーによる訴訟参加の可能化
＝特許権、商標権、意匠権のライセンス契約を結んだライセンシーは、国内登録簿へのライセンス登録が無くても、ライセンサーが模倣品被害で訴訟提起した場合には、損害賠償を請求するため、当該訴訟に参加することができる。
(改正法第133条によるフランス知的財産権法第L513-3条, L613-9条, L714-7条の改正)

改正法のうち上記改正部分については、官報掲載と同日に施行された。

- － INPIによるプレスリリースは、以下参照（フランス語） －
http://www.inpi.fr/l-inpi/actualites/actualites/article/loi-de-modernisation-de-leconomie828.html?x_ttnews%5BbackPid%5D=2565&cHash=f244b90860
- － 改正法条文は、以下参照（フランス語） －
<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=?cidTexte=JORFTEXT000019283050>

欧州委員会、特許・商標に関するサービス移動自由の違反通知を英国へ送付

欧州委員会は、10月16日、英国に対し、特許及び商標に関する一部の手続について英国の住所を有する者のみ可能としている点について、欧州共同体（EC）設立条約49条に規定されたサービス移動の自由違反するものとして、正式な通知を行うことを決定した。本通知は、同条約第226条の規定に基づくもの。本通知後も状況が改善されない場合、欧州司法裁判所（ECJ）へ提訴されることとなる。

英国特許規則第103条においては、特許出願以外の申請等を行う者の住所、商標規則第11

条においては、異議申立人、無効請求人等の住所を英国に限定している。

なお、商標規則第11条については、3月の商標規則改正の意見募集において、住所を欧州経済地域（EEA）及びチャンネル諸島まで拡大する提案をしていたが、提出された意見により拡大を取りやめた経緯がある。

－ 欧州委員会によるプレスリリースは、以下参照 －

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/1518&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

－ 商標規則に関する意見募集結果については、欧州知的財産ニュース 2008年7～8月号 (Vol.27) 第6～7頁参照 －

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_027.pdf

(以上)